

甲 票 査 調 業 商

(指定統計 第23号)

都道府県名	郡市区名	市区町村番号	調査区番号	※審査用	1	2	一連番号
○	○	○	○	○			○

1 この調査票は、商業統計表および商店名簿を作成するために使用されます。したがって、個々の調査票は、調査その他の用途に転用してはなりません。
 2 この調査は、統計法（昭和二十二年五月二十六日法律第十八号）に基づく指定統計調査であり、申告しなかった場合に、成金の申告をした場合に、この調査の事務に従事する者が調査の内容を他にもらした場合は同法によって処罰されます。

通商産業省保存用

1	商店名 (電話番)	イ	手とするものに○印、従とするものに○印をつけて下さい。	1 国内	2 国外
2	商店所在地 (都道府県、市、区、町、村)	12	イの「1国内」に○印または○印をつけた場合、次のうち主とするものに○印、従とするものに○印をつけて下さい。	a 1 生産業者	2 卸売業者 3 その他
3	商店の本支店別 (1 本店 2 支店または出張所)			b 1 県内	2 県外 (2 東京都 3 大阪府 4 京都市 5 名古屋府 6 横浜市 7 神戸市 8 福岡市 9 その他)
4	商店の開設年	13	仕入 該当のものに○印をつけて下さい。	イ	特約店契約 有・無
5	経営組織 (1 株式会社 2 合名会社 3 合資会社 4 有限会社 5 組合 6 個人 7 その他)		販 主とするものに○印、従とするものに○印をつけて下さい。	ロ	代理店契約 有・無
6	業 態 (1 各種商品卸売業 2 専門品卸売業 3 代理商および仲立業 4 各種商品小売業 5 専門品小売業 6 製造小売業 7 飲食店)	14	方 売 売 ハの2に○印または○印をつけた場合、次のうち該当のものに○印をつけて下さい。	ハ	1 現金売 2 掛売
7	業 名 (業名分類表による。業名が一つ以上あるときは、30年7月1日から31年6月30日までの販売額の多い順に記入して下さい。卸売業の場合、業名別に前記1年間の販売額の総販売額に対する割合を記入して下さい。)	15	販 売 売 ニ 1 チケット販売 2 割賦販売 3 その他の掛売	ニ	1 チケット販売 2 割賦販売 3 その他の掛売
8	売場面積 (坪) 9 商品保管施設の面積 (坪)	16	商 品 販 売 額 の 販 売 先 別 割 合 (昭和30年7月1日から昭和31年6月30日まで)	1	月間販売額 (昭和31年6月1日から30日まで) 4 円
10	従業者数 (昭和31年7月1日現在)		1 卸売業者へ販売したもの C-1	2	年間販売額 (昭和30年7月1日から昭和31年6月30日まで) 5 円
11	資 金 借 入 先 (1 都市銀行 2 地方銀行 3 相互銀行 4 信用金庫 5 信用協同組合 6 商工組合中央金庫 7 国民金融公庫 8 中小企業金融公庫 9 その他の金融業者 10 卸売業者 11 その他)	17	2 小売業者へ販売したもの C-2	3	商品販売先別割合 (昭和30年7月1日から昭和31年6月30日まで)
※符	郡市区	3 5 6 7 10 14	3 工場、鉱山、官公庁および商業用販用者等へ販売したもの C-3	4	商品手持額 (昭和31年7月1日現在、あるいは最も多い決算日現在で記入して下さい) 6 円
	3 5 6 7 10 14	票 番	4 一般消費者へ販売したもの C-4	5	手続料その他のサービス料の取入額 (昭和30年7月1日から昭和31年6月30日まで) 7 円
	3 5 6 7 10 14	票 番	5 国外へ販売したもの (輸出) C-5	6	営業支母額 (商品仕入額および税金を含まないこと) (昭和31年6月30日まで) 8 円
	3 5 6 7 10 14	票 番	6 合 計 10.0割	7	中小企業等協同組合加入の有無 (該当のものに○印をつけて下さい。イ 事業協同組合に加入していますか。1 いる。2 いない。ロ 信用協同組合に加入していますか。1 いる。2 いない。)
	3 5 6 7 10 14	票 番		8	申告者の記名およびなつ印 (調査員なつ印/市町村職員なつ印)

(1) 以下の調査は、統計法第4条第1項に基づき、行政官庁長官の承認を得たもので、指定統計ではありません。(2) 個々の調査票の内容は一切外には発表しないことになっています。

行政官庁承認 No. 1385 1366 承認期限 昭和31年7月31日 昭和31年度商業統計調査附帯調査	1 自動車保有台数の調査 この商店または商店代表者の名称で、登録してある自動車（この商店の買主または企業代表者の名称で登録してあって主としてこの商店で保有使用しているものを含む。）の台数を下記の種類別に区分して記入して下さい。	2 製造問屋の調査 あなたの店は製造問屋の仕事をやっていますか。該当のものに○印をつけて下さい。	※符 号 規 模 産 業 附 帯 番 号 通 し 番 号 商 店 名 商 店 所 在 地												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 25%;">1 普通型トラック</th> <th style="width: 25%;">2 小型四輪トラック</th> <th style="width: 25%;">3 三輪トラック</th> <th style="width: 25%;">4 乗用車</th> </tr> <tr> <td>登録原簿の番号の頭に1の数字の附してあるもの 例 1-5068 または 1 5111</td> <td>登録原簿の番号の頭に4の数字の附してあるもの 例 4-1274 または 4 3125</td> <td>登録原簿の番号の頭に3の数字の附してあるもの 例 3-8031 または 3 3111</td> <td>登録原簿の番号の頭に3または5の数字の附してあるもの 例 3-1098 5-1700 または 3 1477 5 4411</td> </tr> <tr> <td>台数</td> <td>台</td> <td>台</td> <td>台</td> </tr> </table>	1 普通型トラック	2 小型四輪トラック	3 三輪トラック	4 乗用車	登録原簿の番号の頭に1の数字の附してあるもの 例 1-5068 または 1 5111	登録原簿の番号の頭に4の数字の附してあるもの 例 4-1274 または 4 3125	登録原簿の番号の頭に3の数字の附してあるもの 例 3-8031 または 3 3111	登録原簿の番号の頭に3または5の数字の附してあるもの 例 3-1098 5-1700 または 3 1477 5 4411	台数	台	台	台	あなたの店は製造問屋の仕事をやっていますか。該当のものに○印をつけて下さい。 <ul style="list-style-type: none"> イ 主としてやっている。 ロ 一部やっている。 ハ 全然やっていない。 ※ 製造問屋とは、主として自分の店で製造をしないで、原材料を下請工場などに支給して製品をつくらせ、これを自分の名前で販売する商店をいいます。	
1 普通型トラック	2 小型四輪トラック	3 三輪トラック	4 乗用車												
登録原簿の番号の頭に1の数字の附してあるもの 例 1-5068 または 1 5111	登録原簿の番号の頭に4の数字の附してあるもの 例 4-1274 または 4 3125	登録原簿の番号の頭に3の数字の附してあるもの 例 3-8031 または 3 3111	登録原簿の番号の頭に3または5の数字の附してあるもの 例 3-1098 5-1700 または 3 1477 5 4411												
台数	台	台	台												

通商産業省

記入にあたっては、表面の記入注意を必ず参照して下さい。○印は、市区町村で記入して下さい。○印は、都道府県で記入して下さい。※印は、記入しないで下さい。

記入注意

I 一般事項

- (1) 調査の時期に休業中のもので、この調査票を提出して下さい。休業の場合は、商店名、商店所在地、休業したときの経営組織、もし可能であれば業名および従業員数を記入するときは、他の欄は空欄とし、備考欄に休業をはじめた時期を記入して下さい。
- (2) 調査票は、背インクまたは黒インクを用いて、明りように記入して下さい。該当事項に○印をつける方法としては、該当事項が文字だけの場合は、文字を○でかき、文字に番号が添えている場合は、その番号を○でかいて下さい。売場面積および商品陳列面積の面積は坪単位とし、金額は円単位とし、単位以下は切り捨て下さい。
- (3) 「7業名」の「業名別年間販売額に対する割合」および「14商品販売額の販売別割合」の記入にあたっては、各欄の合計が1割になるように、かつ、できりれば、小数点以下1位まで（5.6割のこ）記入して下さい。

II 調査事項

- 1. 商店名**

この店の名称、屋号または通称を記入し、定まった名称がない場合は、事業主の氏名を記入して下さい。
- 4. 商店の開張年**

(1) この店が現在の業名（「7業名」欄に記入するもの）、業名を現在の場所で始めた年を記入して下さい。したがって、業名の種類のの変更があった場合には前回の種類から現在の種類に変更した年を開設とし、また、前店の移転があった場合には、現在の場所に移った時を開設としてその年を記入して下さい。

(2) 経営組織の変更があっても、これについて考慮せず、最初の出発組織での開設の年を記入して下さい。

たとえば、個人経営から法人経営に切り換えた場合でも個人経営のときの開設年を記入して下さい。

(3) 営業を譲り受けて、現在の業名の事業を現在の場所で始めた場合には、その営業を譲り受けた年を開設とし、その年を記入して下さい。

(4) 支店、出張所等の場合は、本店、本社等の開設年ではなく、その支店、出張所が開設された年を記入して下さい。
- 5. 経営組織**

(1) 支店、出張所等の場合は、本店、本社等の経営組織として下さい。

(2) ここにいう組合とは、法人格をもっている組合をいいます。したがって、企業組合で、経営の実態が全く個人経営と同じようなものであっても、これは法人格をもっているのですから、組合として記入して下さい。

法人格をもたない組合の場合は、「個人」に入ります。

(3) 経営組織中「その他」には、会社、組合（法人）、個人以外のものでも、たとえば、別居法人または地方自治体の経営する商店等が入ります。
- 6. 業種**

商店の業種区分は、1 卸売業（1 各種商品卸売業、2 専門品卸売業、3 代理店および仲立業） 2 小売業（1 各種商品小売業、2 専門品小売業、3 製造小売業、4 飲食店）であり、このうちこの店が主とするものに○印、従とするものに○印をつけて下さい。

たとえば、織物卸売が主として他の業者に販売をし、かたわら一般消費者にも販売している場合は、専門品卸売業に○印、専門品小売業に○印をつけて下さい。
- 4. 卸売業**

卸売業とは、普通のかたちは、仕入商品を主として小売業者または他の卸売業者に販売するものを指しますが、次に掲げるような産業に従事する業者に対し「業務用物資」を販売するものも卸売業です。

すなわち、(1) 鉱工業向け運輸用機械器具サービス業（病院、福祉施設、学校、ホテル等） (2) 船舶（汽）その他の産業用使用者（農、林、水産業については法人の事業所に限る。）に商品販売するものも卸売業です。

なお、(1) 郵政用機械および製図用産業用機械器具レストラン、ホテル等の設備用建設資材の卸売業、(2) その部分品（パソコンシステム）における石油類等を販売している業者は卸売業とします。

(3) (4) 「売買の相手方が外部」に所在する買戻品 (5) 「自分で製造をしないで自分の所有に属する原材料を供給して製品を作らせ自分の名前」で販売する製造問題」等は卸売業です。

以上の卸売業はさらにその業態によって次のように区分されます。
- (1) 各種商品卸売業**

各種商品卸売業とは、同一の店で化学薬品、自動車、織物、衣服、繊維製品、金属品、ゴム製品、食料品、鉱物、肥料等各種の商品を併せて販売している、その性格上主たる販売品であるかを定めることができずに卸売業をいいます。たとえば、各種の商品を併せて販売している大商店、商社等および貿易商社等がこれにあたります。
- (2) 専門品卸売業**

専門品卸売業とは、取扱商品の性質、用途が原則として同一

- 一かまたは類似しているものであって、これらの商品を主として販売しているものをいいます。たとえば、食品卸売、化粧品卸売、織物卸売、酒類卸売、靴物卸売、家具卸売、自転車卸売、鉄材卸売、石炭卸、金属卸売、紙卸売、文具卸売、生糸卸売、肥料卸売等がこれにあたります。
- (3) 代理店および仲立業**

(イ) 代理店とは、一定の売主または買手のために商品売買の代理を営むものであります。いかにいっても、売主または買手のどちらかの立場に立つて、売手または、買手のため商品売買の代理業務を営むものであります。

(ロ) 仲立業とは、売手にも買手にもどちらとも従事しないで、第三者の立場で商品売買の仲介をするものであります。

以上の代理店および仲立業は主として卸売業の業務に従事して商品自ら所有することなく、手数料または口銭を得て商品売買の代理を営むものであります。
- 小売業**

小売業とは、一般消費者（家庭または個人消費者）に対して仕入商品（製造小売の場合は製品）を販売するものですが、これを更にその業態によって次の掲げるように区分されます。
- (1) 各種商品小売業**

各種商品小売業とは、同一の店で衣服および身の回り、家具および各種商品、日用品雑貨、金物、食料品等衣、食、住に亘る幅広い商品を小売してその性格上主たる販売品であるかを定めることができるかできないか小売業をいいます。

なお食品雑貨の小売、洋品雑貨の小売、小売物の小売などは、それぞれの商品の性質、用途が大別類似したものでありますから、次の専門品小売業に入れて下さい。
- (2) 専門品小売業**

専門品小売業とは、その取扱商品の性質、用途が原則として同一かまたは類似しているものであり、これらの商品を主として販売している小売業をいいます。たとえば、洋服店、魚類、肉類、金物、菓子店、時計店、靴物店、家具、文具店、書籍店、家具店、自転車屋、贈答品、靴物、洋品雑貨品小売物店、雑貨物店等がこれにあたります。
- (3) 製造小売業**

製造小売業とは、その店が製造した商品をその場所で直接個人一般消費者に小売するものをいいます。たとえば、豆腐屋が豆腐を製造してその店で小売する場合はこれにあたります。菓子屋、米屋、酒屋、ブティック、印刷屋等にこの例が多く見られます。
- 7. 業名**

(1) 業名は、別表の業名分類表によって記入して下さい。

(2) 業名は、卸売部門および小売部門に分け、それぞれの部門別の区分に従って記入して下さい。

ただし、卸売業者が小売業を兼ねている場合は、その小売については小売部門の業名によって記入して下さい。また、小売業者が卸売業を兼ねている場合は、その卸売については卸売部門の業名によって記入して下さい。

(3) 卸売業者または小売業者が2つ以上の業名を兼ねている場合は過去1か年間の販売額の多い順にその業名を記入して下さい。

(4) 別売業者の場合は年間販売額に対する割合を記入して下さい。業名に対する割合が1割に満たない場合は「その他」に併記して後述の欄に記入しても差支ありません。
- 8. 売場面積**

(1) この店が商品を販売するために使用している売場の面積（床面積の延敷）を記入して下さい。したがって、この店または売場を他人から賃借して経営している場合であっても、実際に使用している売場の面積を記入して下さい。また、建他人に賃貸してある売場はこれに含められません。

(2) 売場面積には取掛期、ショーウィンドウ、客の接待場所等の床面積を含めて記入し、専務室等は除いて下さい。

(3) 製造小売業の場合は、商品を製造するための作業所の面積は、含められません。
- 9. 商品保管施設の面積**

(1) この店の商品を保管している場所の面積（床面積の延敷）を記入して下さい。なお、商品保管用の自家倉庫または置場の面積のほかに、営業用倉庫の全部または一部を長期賃貸借して使用している場合はその面積も含めて記入して下さい。

(2) 廊下、屋裏、埋入等貯蔵品を保管しているような場合であっても、これらは保管として特に記載されたものではないから、これに含められません。

(3) 材木屋、肉店、燃料等、特に商品を保管する目的で野外などに設けられた貯蔵物もこれに含めて記入して下さい。

(4) 製造用原料、その他商品以外の商品を併せて保管しているときは、その部分を除いて記入して下さい。
- 10. 従業員数**

従業員数は、個人事業主、家族従業員、会社および団体の有給役員、常用労働者、臨時および日雇の労働者の区分にしたがって、昭和31年7月1日現在の人員を記入して下さい。ただし、請付日をもって近い給与現給の人数を記入してもかまいません。また、長期欠勤者が1か月以上いかなる給与も受けなかった者および未取給者が在籍しているも含めないで下さい。
- 4. (1) 事業主とは、個人（法人格のない場合を含む。）経営の商**

- 店の主人であって、その店の実際の業務に従事しているものをいいます。したがって、各店独自の事業主であって実際のこの店の業務に従事していないものは、含めずして下さい。
- (2) 家族従業員とは、事業主の家族（生計を共にしている同族の親類を含む。）であって、主としてその店の業務に従事しているものをいいます。したがって、主として家事に従事している者は、含めずして下さい。**
- (3) 会社および団体の有給役員とは、会任にあつては社長、取締役、監査役等の役員であり、自任にあつては、理事、監事等の役員をいいます。なお、同一企業に属する他の店の業務に従事している者に限るのではありません。同一企業に属する他の店の業務に主として従事している役員、役員等は含めずして下さい。**
- (4) 常用労働者は、30日以上の期間を定めて雇われている者をいいます。なお、この店に招かれて、店外仕事と、家事の両方に従事している女中、下男等は、常用労働者として記入して下さい。**
- ただし、専ら家事に従事している女中、下男等は記入していません。臨時、日雇の労働者の場合も同じです。
- (5) 臨時または日雇の労働者は30日未満の期間を定めて雇われている者が日々に雇われ、雇われなくなると同時に、臨時に雇われる労働者であつても、30日以上引続いて雇われている者は、常用労働者とみなして下さい。**
- ロ. (1) 製造小売業は小売業として取扱うものですが、その従業員数は小売業に従事する者を含めて記入して下さい。**
- (2) この店が従事している貸付、借付等において、商品の管理保管等の作業に従事している者がある場合は、それらの者が管理している商品は、自家倉庫にすぎず、商品の保管のため営業倉庫を借用している場合は、その営業倉庫の従業員を含めません。**
- 11. 資金借入金**

(1) この店が通常取引しているものうち、主とするものに○印、従とするものに○印をつけて下さい。主とするものほかに従とするものが2つ以上ある場合は、それぞれ○印をつけて下さい。

(2) 都市銀行とは四国、十三銀行といわれる、富士、三菱、第一海五、三井、住友、大和、神戶、東海、徳和、東京、福島の13銀行を通じて、国民金融公庫、中小企業金融公庫等より資金を借入している場合は、代借りする金融機関ではなく、国民金融公庫または中小企業金融公庫として記入して下さい。

(3) その他の金融業者には、都市銀行、地方銀行、相互銀行のいずれも含まない金融機関および高利貸、質屋等の個人金融業者等が含まれます。
- 12. 商品仕入先**

代理店および仲立業者が売手または買手の代理または仲立のみを行っている場合ならびに製造小売業者が自らの製造する物品のみを小売している場合は、この項に記入してもよろしい。

- 13. 商店の仕入および販売方法**

イ. 仕入

この店が仕入関係において、生産業者または卸売業者と、イ、特約店契約を結んでいるか、ロ、代理店契約を結んでいるかどうかの別を記入して下さい。

ロ. 販売

現金売、掛売の主任によって○印または○印をつけ、掛売に○印、または○印が印された場合は、さらにチケット販売、別販販売、その他の区分に区分して該当のものに○印をつけて下さい。

(1) 現金売とは、商品を販売する際商品と引き換えに現金全額を受取る場合および商品引き渡す前に現金全額を受け取ることをいいます。したがって、商品と引き換えに代金一割を受け取り、後日現金の支払を受ける場合は掛売とします。

(2) 掛売とは、上記の現金売以外のもので商品を販売する際商品の引き渡し後に代金を受取ることをいいます。

イ. チェット販売とは、クレジット発行団体（日本信用販売株式会社、株式会社百貨サービス、専門店会、優良店会、廣徳商店会、信託商店、商店街共同組合等）が発行する証券（チケット、クーポン等）と引き換えに商品の引き渡しをする方法です。

ロ. 前払販売とは、商品の販売に際し、代金を2回以上に分けて分割して受け取ることを、買手と契約した場合をいいます。いわゆる月賦、年賦はこれに含まれません。
- 14. 商品販売額**

商品販売額は、月間（昭和31年6月1日から30日までの1か月間）と年間（昭和31年7月1日から昭和31年6月30日までの1か年間の）実数を次によって記入して下さい。

(1) 割増代金は、販売額の中に算入して下さい。

(2) 割賦販売の場合は、商品を相手方へ引き渡した時を販売額としてその販売商品の全額を記入して下さい。

(3) 商品券を販売した場合は、その商品券によって実際に商品を引き渡したときを取扱額とし、その額においてその金額を販売額に含めずして下さい。

(4) 割引証券、貨物引換証、倉庫引換券等による販売は、証券の裏書総額にしたとき、商品の販売額が異なるものとして、販売額の中に算入して下さい。

(5) 販売額には、物品税および遊楽飲食税の金額を含めて記入して下さい。

- (6) 商品を自家消費した場合は、その金額を販売額に含めて下さい。
- (7) 他に商品の販売を委託している場合は、委託先よりその販売代金を受け付けたとき、または販売額の通知があつたときに、その金額を販売額の中に算入して下さい。
- (8) 他から商品の販売の委託を受けている小売業者の場合には、その委託品の販売額も販売額に含めて記入して下さい。
- 15. 商品販売額の販売別割合**

(1) 本項に指定する2つ以上の業者に対して販売する場合は、その販売額の割合をそれぞれ該業者に記入して下さい。たとえば、販売額のうち、8.5割が卸売業者、1.5割が工場というような場合は、該業者は、それぞれ8.5割、1.5割のように記入して下さい。なお、該業者が1つだけの場合は、その割合に10割と記入すればよいです。

(2) この販売額の割合は、過去1か年間の実績（商業を始めてから1か年未満の場合は、始めてから現在までの実績）に基づいて記入して下さい。

(3) 代理店および仲立業者については、商品仕入先の記入方法と同様に取扱います。
- 16. 商品手持額**

商品手持額は、調査日（昭和31年7月1日）現在の、(調査日現在によるものが正しい場合は、もより決算日によつて下さい。)この店が販売の目的で保有している手持商品の金額を次によつて記入して下さい。

(1) 商品手持額の詳細は、仕入原簿によつて下さい。ただし、それが困難な場合は、店頭または販売部格のいづれによつてもかまいません。

(2) 営業倉庫または他の場所にある自家倉庫、保蔵等に保管している商品も商品手持額に含めて下さい。

(3) 製造小売業で所有している原材料は含めずして下さい。

(4) 買入れた商品が調査日現在において輸送中であつたり、また売手の手元にある場合でも、これを商品手持額に含めて下さい。

(5) 他から販売を委託されている商品（受託品）は、この店の商品手持額に含めて記入して下さい。

つまり、委託販売の場合においては、その商品は委託者の所有に属するものであるが、その手持に關しては便宜受託者の手持として記入して下さい。
- 17. 手数料その他のサービス料の取入額**

(1) 代理業務および仲立業務の手数料（口銭）取入らるるに卸売業者が他から委託をうけて商品の卸売を行う場合手数料を記入して下さい。

(2) 商品を販売するかわりにそれに附帯して処理またはサービスを営んでいる場合は、その修理料またはサービス料を記入して下さい。修理料またはサービス料とは、たとえば、時計屋が時計を販売するかわりに修理をする場合の修理料、あるいは時計屋における時計の修理および修理に要する時計の打ち直し等のサービス料金をいいます。
- 18. 営業支出額**

営業支出額は、商品仕入額および税金を除いた営業上の経費として、昭和30年7月1日より昭和31年6月30日までの1か年間に支出した、または支出しなければならぬ金額を、「給与類」と「その他の営業支出額」に区分して記入して下さい。

イ. 「給与類」とは、会社および団体の有給役員、常用労働者、臨時、日雇の労働者に対して、昭和30年7月1日より昭和31年6月30日までの1か年間に支払つた、または支払わなければならない金額であり、労務所得税を含めた現金給与の一切を記入して下さい。

ロ. 「その他の営業支出額」とは、商品仕入額、租税公課および給与を除く一切の営業上の支出をいいます。その主なものをあげれば次の通りです。

家賃、地代、広告費、交際費、包郵運賃、通信運賃、修理費、電気料、電話料、保険料、消耗品費、設備修繕費、手数料、水道料、倉庫料、橋渡料、利子、割引料、雑費等。

なお家計上の支出は、原則として含めず、たとえば、家賃、地代、電気料、電話料、水道料等のようなもので、営業上と家計上の分離がでないものは便宜も含めて差支ありません。

- 都道府県および市区町村に対する注意**

(1) 番号のつけ方

 - イ. 市区町村番号（都道府県で記入して下さい。）
 - 市区町村番号は、各都道府県において通常用いている市区町村の行政序列より一連番号をつけて下さい。
 - ロ. 調査区番号（市区町村で記入して下さい。）
 - 調査区番号は、各市区町村において当該市区町村の調査区に一連番号をつけて下さい。
 - イ. 市区町村における調査区の数
 - イ. 調査区には「通商調査業取扱説明書」および「都道府県関係用一貫コード」をそれぞれ別紙に添付して下さい。
 - ロ. 調査票にはあらかじめ調査区名を記入して調査票に添付して下さい。
 - ハ. 調査員から受理した調査票については、専ら調査員海とのつき合せ検査を行い、誤りがあれば訂正し、かつ、調査区番号を記入した上、所定欄に主任者がなつて提出して下さい。
 - ニ. この調査票は、都道府県に8月1日までに提出して下さい。